

# 公職選挙法施行規則の一部を改正する省令の概要

公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿や開票録等の様式等に関して所要の規定の整備を行う。

※以下、説明において次の略称を用いることとする。

改正法：公職選挙法の一部を改正する法律（平成30年法律第75号）

改正令：公職選挙法の一部を改正する政令 ※本案と同日公布

## 1 改正の概要

(1) 参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出等に係る規定の整備（第12条の5関係）

改正法により、参議院比例代表選出議員選挙において、候補者とする者のうち一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者（以下「特定枠名簿登載者」という。）としてその氏名及び当選人となるべき順位を参議院名簿に記載することができることとされたことに伴い、参議院名簿による候補者の届出書や開票録等の様式に関して規定の整備を行う。

(2) 参議院比例代表選出議員の選挙における補充立候補者の氏名等の掲示の方法に係る規定の整備（第21条の2関係）

改正法により、特定枠名簿登載者に関する投票記載所の氏名等の掲示については、氏名及び順位を他の参議院名簿登載者と区分して、他の参議院名簿登載者の次に掲載することとされたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

(3) その他、所要の規定の整備を図る。

## 2 スケジュール ※改正令と同様

平成30年10月25日 改正法・改正令・本改正省令施行